大阪府立金岡高等学校

アスベスト飛散事故に関する協議会（第13回）

概要版

平成29年11月

大阪府立金岡高等学校

大阪府教育庁施設財務課

日時：平成29年11月18日（土）午後５時から午後７時まで

場所：公益財団法人堺市産業振興センター　４階　セミナー室４

協議会出席者

◆専門家：穐久氏、東氏、伊藤氏、小坂氏、永倉氏、西岡氏、久永氏、山中氏

◆代表　：保護者・近隣住民代表者　５名

◆学校　：学校関係者（宮根校長、佐々木教頭、中村事務長）

◆府　　：教育庁関係者

（土佐課長、富田課長補佐、渋江課長補佐、井谷課長補佐、宮崎総括主査　他）

主な内容・意見

1. 健康リスク評価結果を踏まえた大阪府教育庁の今後の対応について（修正案）

（**府**）資料に基づき、内容の説明

（**永倉先生**）３ページの大阪府立金岡高校耐震大規模改修工事の工事中に発生したアスベスト飛散は、何年の何月と特定したほうがいいのではないか。何年か経ってこれを読み返した時のために、この協議会が検討した工事については明記したらどうか。７ページの継続的な点検と濃度管理を適切に実施するについて、どのくらいの間隔で濃度測定管理をしていくのか、もう少し細かく説明を入れたほうがいいかと思う。９ページの１）職員へのアスベスト教育実施について、学校の先生たちが何の情報も与えられていなく生徒に何の説明もできないということがあり、不安に思う先生方がおられるため、職員というところに教員も入れていただきたい。教員にきちんと説明することに関しては教育委員会にしか多分できないので、教員にもきちんと情報を示していることを入れていただきたい。３）国との連携、全国・近畿への事例情報発信について、文部科学省や環境省等への情報発信ということでこれは案ということだが、当協議会での声明、考えを示せればと、私個人としては考えている。10ページの安全かつ確実にアスベストを除去できる手法の確立について、これはできると思うが、時間短縮にはならないと思う。つまり、今回除去ができないというのは時間的な制限で除去工事が見送られるということだと思うが、安全を優先すれば、ある程度休みの期間を増やしてでも除去するということも考え得るのではないかと思う。ただ、これは保護者の皆さんと教育委員会との間でいろいろ協議が必要でいろいろ考え方もあるが、私の考え方としては安全を最優先すれば、夏休みの期間を前後１週間ずつ増やしたとしても安全に除去できるという可能性があるのであれば、除去した方がいいと思う。５）大気汚染防止法と大阪府生活環境の保全等に関する条例について、この工事に関してもいろいろ法律上の縛りがかかっていると思うが、堺市も大気汚染防止法の所管官庁としては関係しており、今私どもの方で堺市との協議を持っており堺市としての条例をぜひ設定してほしいという働きかけをしている。その中で堺市と府の教育委員会の方で今回のこと、今後の再発防止について議論を持ってもらって検討いただければと思う。

（**府**）まず、３ページのところは、おっしゃる通りだと思うので、文章の冒頭に平成24年に実施した、というような文言を付け加えようと思う。点検と濃度管理の頻度については、10ページに記載の通り平成18年度に「府立学校の施設に関するアスベスト管理マニュアル」を作成しており、そのマニュアル上、年１回の気中濃度測定を行うことになっており、そのルール通り、年１回と考えている。

（**永倉先生**）年１回は、最大１年間曝露状態が続くので、それでいいのか。たとえば月に１回とかする必要がないのかというのが一つと、もう一つは濃度測定をするときに一番発現するのは掃除のときとか、生徒がガヤガヤする状態だと思うが、その測定条件や要件をもう少し詰めないで、年１回の濃度測定で安全と言い切れるか、引っかかる。
（**府**）測定条件については、測定器を部屋の中や廊下に一定期間、長時間置いておく必要があり、

その状況で生徒が入るのは支障があるので、測定の基本的なやり方は、いない時間帯をねらって行っている。頻度については、基本的には気中濃度測定は年１回行い、職員による目視点検も合わせて行い、合わせ技と考えている。そのため、年１回の濃度で基本的には十分と考える。もし検出されればさらに回数を増やすとかの対応を考えている。

（**伊藤先生**）職員の目視点検というのは、専門的知識を持っている方なのか、学校職員や教職員なのか。

（**府**）基本的には学校の職員の方にお願いしている。

（**永倉先生**）濃度測定をして、もしかしたら出るかもしれないという環境で測定する必要があると思う。アクティブ測定と言って、掃除の模擬測定みたいなことをやる必要があると思うが、その掃除をする人が防塵服を着た状態で、その空間から空気が漏れないような状態にして床を掃くとかいった状態で本当に粉塵が有るのか無いのかという事を確認すべきと思うが、そのへんは無い事が前提ですか。

（**府**）基本的には封じ込めや囲い込み等をきっちりやっているという事が前提と考えており、そこまでは必要ないと考えている。

（**小坂先生**）確認ですが、基本は室内測定か。

（**府**）はい。

（**小坂先生**）環境省は、敷地境界という言葉を使い、彼らは中へ入れないから外で行っている。学校では建物の内部にアスベストがあるのに、何の意味もない離れた校庭の端っこで行い、大丈夫という。当たり前に大丈夫の所で無かったって言って、ごまかす。それはまずいので、中で行われているということか。

（**府**）基本的には囲い込みをしている直近、真下とか、部屋内の一番近いところを狙って測定器を置いている。

（**小坂先生**）永倉さんから話があったが、測定時の海外の一般例はアグレッシブサンプリングといい、埃をわざと立ててサンプリングを行う。イギリスやアメリカでは当たり前になっており、出来たら採用された方がいいと思う。

（**伊藤先生**）生徒がいない時間に測定していると言われたが、生徒が下校した後の時間とかに実施しているのか。

（**府**）はい。

（**伊藤先生**）夏休み期間ではなく、学期途中の夕方に実施しているのか。

（**府**）はい。

（**永倉先生**）今、計画している濃度測定で本当に粉じんが無いと確認できていればよいが、本当に生徒がいる時に、粉じんの有無が確認できていることになるのか。あと、学校で生徒がいるところなので、厳格に厳密にやった方がいいと思う。アグレッシブ測定は日本ではほとんど行われていないのは知っているが、是非採用して生徒たちのいる空間が本当に正常なのか確認する。除去しないのであれば、そこを行わないと、なかなか安全だということにはなりにくいと考える。

（**東先生**）その次に、９ページの職員というところに教員もという話で、教員への教育等の実施はどういう形なのか。

（**府**）事務職員の方がベースだが、関係職員というのは教員も含むという事をイメージした文書である。

（**伊藤先生**）関係って、主要校の教職員全員が関係している、関係すべきである。生徒に全部説明できないといけない。この関係という書き方がややこしくなると思う。

（**府**）教職員という表現に改める。

（**小坂先生**）10ページの一番下の方に、劣化状況等について一斉に点検し、という事を書かれているが、点検した時に飛散が起きる危険はないか。外から離れたところから目視で確認という意味か。

（**府**）処置部分を外したりすると飛散の恐れがあるので、基本的には目視をベースに行う。

（**東先生**）堺市との連携や整理の話について、意見を踏まえて検討頂くということでよろしいか。

（**久永先生**）３ページ冒頭４行目に幸いにもと書いているが、疑問視のある表現で、今回の事件で税金をおそらく１億円ぐらい使っているのではないか。それを考えると決して、幸いにもとはいえないので、これは削った方がいいと思う。次に、すぐ下の現時点ではさらなる情報収集や評価等の作業も必要ないと判断できるとあるが、今後新たな情報等出てきた時、新しい技術が確立されたときには、撤去の工事をすることはあるということと矛盾し、現時点でさらなる情報収集や評価等について必要ないのであれば、この委員会も必要ないわけだから、解散すべきとなる。だが、存置するということは今後少なくとも情報収集は必要だということを意味していると思うので、現時点では更なる～判断できるというところは取ったほうがいいと思う。次に、前回の案と対照させてみると、今回はアスベスト吹付に焦点を絞っていて、床の塩ビの樹脂製のタイルやシート等の工事は全部対象としないとなっていた。具体的にいうと、９ページ２行目の終わりからの併せて吹付アスベスト使用校の～と書いてあり、吹付アスベストだけに話を絞っている。実際にあった例で、私の現在通院している学校でこの８月に建物の改修工事があり、床のＰタイルがだいぶ傷んでいたので、剥がして貼り直しをした。その工事の現場に居合わせたら、マスクをせずに作業者がホウキで剥がした後の埃を掃いており、すごい埃が出ていて、その粉塵をみたら、アスベストと断定できないが、繊維状の物質が結構入っていた。おそらくそういう風なことは大阪府下の学校でも有りうると思うので、私は、元の案に近い方が良いと思う。つまり修正案で言うと、併せて吹付アスベスト等のアスベスト製品の使用校の教職員に対してもという文章にして、吹付アスベスト以外のものも、共有化していくということを明示した方が良いと思う。それから、２）一元管理について、情報管理して、それを生徒を含む学校利用者に、目に分かるように見える化をしてあげることは必要だと思う。例えば、床に石綿が入っている製品が使われているところにはその旨を表示する等、なるべく丁寧に親切な情報の提供は必要だと思う。

（**東先生**）幸いにもについて、確かに少し言葉は丁寧に考えないといけない気がする。取った方が良いかもしれない。

（**府**）幸いにも、のところについては削除する。

（**東先生**）リスク評価の結果を踏まえた今後の対応なので、現時点のところについても、削除して問題ないと思う。

（**府**）ここについては、現時点では更なる～判断できるまで削除し、その手前で健康リスクのレベルであるという結果となったという文章に修正する。

（**東先生**）９ページ目のアスベスト、吹付アスベスト等について、実際にマニュアル等でも吹付アスベストに限らず、成形板とかも含めたチェック等をされていると思うが、その辺りはどうか。

（**府**）基本的にはアスベスト建材全般という取り扱いである。

（**東先生**）それでは、等をつけても問題ない気がするが。

（**小坂先生**）飛散しやすさとかがあり、吹付が一番こわいので、こういう表現をされたと私は理解していた。Ｐタイルを叩き割れば別であるが、Ｐタイルの場合とリスクという点ではある程度違いがあると思う。

（**府**）それについては、一応マニュアル等で整理しており、学校への周知についてはアスベストの吹付け校に対する例えば研修である部分と一般校でＰタイルとか例えば化学実験室とかに置いている天板にもあり、そういった部分についてはほとんどの学校が対象となり全校に対する周知というのを我々のほうでマニュアルに沿って全校に及ぶように両方うまく使っていきたいと思う。そういう形で修文について読めるようにこちらの方で考慮する。

（**久永先生**）９ページの真ん中の段、周知方法は。

（**府**）例えば、学校の担当者が、必要な情報について共有できるような形ということで我々の方で考えたいと思う。そこは技術的な問題もあるので、一般職員の方に理解を得やすいように、我々の方で工夫して情報を上手く共有できるように考えたいと思う。

（**伊藤先生**）久永先生が言ったのは、学校で例えばこの天井の裏には吹付アスベストが残っています、ということを明記するという意味である。

（**府**）それは各学校に全てプレートを貼って行っているが、職員の異動があって知らないという先生も当然出てこられるので、そういうことがないように周知する。

（**伊藤先生**）見える化というのは異動しても異動した人もすぐにわかるから、見える化だと思うが、そういうものになってなかったら改善が必要だと思う。

（**府**）学校入口とかいろんなところにはアスベスト吹付があるという趣旨のことをよく見える場所に採用している。

（**伊藤先生**）その場所場所ではないのでは。

（**府**）箇所が多いところについては全ての箇所に書くところまでは行っていない。

（**永倉先生**）先ほどの東京都の事例でもあったが、先生方と学校当局との間の安全衛生委員会の中で、月に１回でも半年に１回でも劣化状態の報告とかを取り上げるような、例えば大阪府の方でルール化するとかできれば、全国的に広がり発がん物質についての管理というものが学校全体でできていくかとイメージしていたが、可能であれば検討いただきたいと思う。

（**府**）実際、学校で業者に直接工事発注をするケースがあり、その時に業者と担当者が知らずに、ボードに傷をつけるようなケースが起こったこともあった。そういう時にはすぐに我々が対処するが、今後そういうことがないように、今指摘があったところについても、しっかりと我々の方で対応ができる形をつくっていきたいと思う。

（**久永先生**）11ページの５）の吹き付けアスベスト除去工事について、原案の方では単に工事における適切な対応になっていて、冒頭の文章もアスベスト除去工事を実施する際にはとなっていたが、修正案では吹き付けアスベスト除去工事と絞り込んでおり、先ほどのＰタイル等の除去の場合には、相当にアスベストが出る状況もあり、Ｐタイルが破損している学校も多いので、吹き付けというのは取った方が良いと考える。

（**府**）私どもは吹き付けアスベストとアスベスト工事にも国の基準に従っていくつかの基準差を設けており、今回、吹き付けアスベストの除去工事が最も厳しい制度管理が必要で、当然一般のアスベストが含まれるもの全てには仕様書等で業者の資格等を制限している。そこは今回の吹付アスベストを使っている学校は今以上にあるということを書いたが、一般と両併記する方がよいのか、ご意見いただきたい。

（**伊藤先生**）私は堺市の例の煙突の事件にも関わっているが、あれはレベル２の断熱材でアスベストが残っていることを知らずに工事している。知っていたら除去工事であるが、知らなかったら解体工事から始めている訳で、そういう実態が結構ある。大阪府の生活環境条例は少し進んでいるが、不十分なところがあり、例えば多くの都道府県条例1000㎡以上のレベル３のものについて届出となっているが、大阪府は生活空間は300㎡以上であり進んでいる。ところが、私は学校は生活空間だと思うが、対象になっていないところがあると思う。だから、吹付のところだけでなく、アスベストの危険のあるところは全部というふうに明確にした方がいいと思う。工事でアスベストでどのレベルの注意が必要なのかを担当者や業者もわからない方がたくさんいるので、そういう実態からいうと明確にした方がいいと思う。

（**東先生**）あくまで金岡高校で起こった吹付アスベストにおける飛散事故ということでのリスク評価あるいは今後の対応というところで協議会を進めているので、Ｐタイル等のご意見はもちろん重要であるが、別途今のガイドライン、マニュアルに対しての見直しが必要かどうかを検討していくという形でお考えいただけないか。

（**代表**）保護者の方から一つ質問があります。５番のところの入札参加条件で、これは金岡高校に限っても言えるが、入札制度でないといけないのか。入札制度ではどういう業者になるかわからないので、費用が掛かっても特定の業者を指定して選べる特例があるという話を聞き、今回の堺市の煙突の工事は入札ではなくそういう形で選んでいると聞いている。私たちは業者を信用しておらず、入札だとまた同じような事例が起こる可能性があり、何度も同じようなことを繰り返されているので、少々お金が掛かっても業者を選ぶことが可能なのかということを先生方にご意見いただきたい。

（**府**）入札ですが、教育庁ということでなく、大阪府の中で財務規則があり、契約局が一括で契約事務のとりまとめをやっている。その中に特定の業者と契約する随意契約という方法があるが、随意契約にすると非常に厳しい制約が掛かり、条件合致するもののみとなっており、アスベストという項目をもって随意契約をすることは現行の法上、厳しい問題があると思う。

（**代表**）それは前にも聞いているので、検討してもらいたい。同じ行政のところで堺市はやっている事実を知ったので、大阪府としての今の条例とかいろいろ難しいことがあり、すぐには出来ないとはわかっているが、今回のことを教訓に、この件については特例として検討してもらいたいと思う。

（**府**）私どもの方から今回の協議会の経過の中も含めて、そういった意見があったことを契約局と話をすることは約束する。ただ、その結果すぐにできるかどうかというのは、我々が決める権限の問題ではないので、教育庁としてはそういうことも可能になるように話をさせていただくことで対応をさせていただく。

（**山中先生**）前回の会議で申し上げたプロポーザルっていうのを検討していただきたい。特例随契が一番望ましいが、業者を固定するという問題があり、非常にたくさんの仕事量をこなしていくうえで、きちんと仕事のできる業者をたくさん作っていくことも大事だと思う。だから、どういう工事をして、どういうところに気をつけて、どのくらいのことをやるということを提案させて、評価していくということをやらないと、工事のレベルが上がらないと思う。条例を改正すればいい話で、それは委員会の方針として、きちんと明記をし、知らせていく必要があると私は思う。この委員会での意見として、議事録に書くというようなことを検討したらいいと思う。

（**小坂先生**）良い業者がいればそこでやらせればいいが、特定の業者と変な馴れ合いができる可能性もある。イギリスでは、非常に厳しい管理体制があり、業者も含めそういう人達がきちんとやっているかどうかという監視を徹底する必要があると思う。業者が良い業者だからいいということでは決してなくて、管理の方をどうするか、ということも同時に考えなくては駄目だと思う。ただ、それは大変難しく、府の場合でも人数が限られているので、専門的なアスベストのことを勉強された方がいても、全部徹底的に監視するということが、必ずしも可能ではない。その辺のところは、これからの日本全体の課題であり、良い業者を育てる必要があると思うが、管理・監視をどれだけ徹底させるかということにあると思う。イギリスの例をみるとアナリストという資格があり、アナリストっていうのは日本語にすると分析者といい、検体の分析や、空気中濃度の測定とかだけであるが、イギリスの場合はそれを含め現場で最後まで見る。一番大事なことは、養生を解く前に作業区域内が完全に綺麗になったことを徹底的に確認してから養生を解かせるというところまでアナリストが行う。だから、日本でもそういう制度を作らないと駄目だと思うが、現状無いので、府の担当の方が勉強する、あるいは国交省の石綿含有建材調査者等を活用して、きちんとした工事をさせるということを徹底していく必要もあると思う。

（**府**）５）のところの表現については、上から５行目の「さらに工事監理者についても実績等の要件を設定する」とまではこの本文通り、それ以降を「～するなど、工事業者・工事監理者の選定方法についてもしっかり検討していく」ということで、先ほどの意見のあった契約方法やプロポーザルのことも含めて、我々の課題として、しっかりとやっていきたいと思う。それと、国の資格指名制度というような形で、例えば一定の実績がある専門機関から認定を与えるような形でやるのが本来の理想だと思っている。そういうこともその検討の中で国の方へもしっかりと要望として、働きかけも併せて考えていきたいと思う。

（**永倉先生**）小坂先生が言うとおり制度的な不備が確かにあると思っており、今年環境省がリスクコミュニケーションガイドラインを発表して、一番工事に近い人達が工事を監視する、見張る、素人でもいい、素人の目で見て、これはどうなんだろ、これはおかしいじゃないかとか、その情報を見える化をしているリスクコミュニケーションという形で、実際にリスクを負ってしまう可能性がある人達がリスク運営に参加していくという体勢が必要だろうと思う。今回の再発防止策の中にリスクコミュニケーションという言葉は特に入れる必要もないと思うが、実質的にそういったことが実現できるような内容に組立てて行くことが必要だと思う。

（**代表**）点検する中身で目視点検があるが、継続的な点検の中で誰が点検するか、聞き漏れたかもしれないが、学校の職員というふうに聞こえた。今回工事関係者らが目視したにも関わらず、石綿を見逃してしまったという事例もあった中で、学校の職員とは、先生方が見るのか、事務の職員さんが囲い込み部分を点検するのか、本当にそれでいいのかをもう少し説明いただきたい。

（**府**）囲い込み・封じ込みの工事については、国の法律等の改正を受けて、現時点では完了している事になっているが、平成18年以降10年間、月日が経っている。私どもとしては今回、アスベストを囲い込み・封じ込みしている場所については、専門家による一斉の点検、確認をとって、必要な箇所、劣化がある箇所については、当然手入れをさせていただく。それ以降の一定の期間については、学校の技能員の方もしくは事務職員の方にきっちりとアスベスト教育を併せて行い、しっかり理解いただき、亀裂や剥がれがないかに関して、しっかり目視を定期的に行う形をしっかり作っていきたいと思う。

（**東先生**）久永先生の見える化にも関わるが、教員、教職員の方への教育というのは、ここの場所には吹付けがあるということを含めて情報を伝えて、点検という事でよろしいか。９ページの、先ほどの教育の実施の中で、大阪府庁内のアスベスト対策推進会議への参画というのがあるが、大阪府庁のアスベスト推進対策との関係や、頻度、情報交換、情報共有等が働いていることはいかがか。

（**府**）大阪府の場合、アスベストに関する取りまとめは環境農林部が所管しており、そちらの方が環境に関する問題として、理事者として、必要に応じて会議開催や、情報共有をアスベスト協議会として実施している。我々教育庁、建築関係の部局については、当然アスベストをサブケースとするのが非常に多いという事で、特に密に必要に応じて調整させていただいている状況。

例えば、法律が改正や大きな課題が生じたときには会議とかで情報共有するという事で、必要に応じて行っている。

（**東先生**）わかりました。出来るだけこういう案件があった場合には情報共有化されたほうがいいかと思う。９ページでの国との連携等の話について、文科省・環境省・厚労省との関係省庁との情報共有で、これまで行ってきた文科省等に対する事があればお伺いしたい。

（**府**）ここ一年間の中で、文部科学省・環境省・厚生労働省、アスベストに関するセクション、すでに４回程度は国と金岡の協議会の進捗も合わせて共有している。特に文科省からは、今回の事象を各都道府県の各学校担当者に伝えたいということで、６月に文科省主催の研修会で金岡の問題について取り上げて状況を伝えた。また、この協議会の最終報告が取りまとめられたときには、文部科学省もぜひ全国に広げていきたいということで、この完成をまたお届けするということも調整している。

（**東先生**）是非、金岡高校だけではなくて全国たくさんの学校が同じような状況のところがあるかと思うので、文科省等との情報共有を今後も引き続き行っていただければと思う。

（**代表**）５ページのところで、健康的な対応云々といろいろ対応する事等書かれているが、アスベストは簡単にすぐ症状が出てくるわけではないので、そこが非常に心配である。当初はこの協議会前の説明会では５年おきにチェックするとかいろいろあり、それは新聞でも報道された。５年ごとにチェックするというのは、協議会の郵送物が毎回送られ、情報発信をして確かめているのがわかるが、例えば国の制度で40歳とか、市の制度40歳とか50歳になったらがん検診通知がくると思うが、あなたは何年の時に金岡高校のこういう事があったので、というような文言でその人達に注意喚起として、自分がどういう環境にいたかということも改めて認識してもらうために、健診の時期の30歳の時、40歳の時等に、これは地域の人も含めて、是非健診の期日・期限、時期に発信、啓蒙をしてもらいたい。

（**永倉先生**）それについてご承知と思うが、環境省の試行調査という枠組みの中で、アスベストの被害が気になっている方が、検査ができるようになっている。自治体ごとの参加で、参加していない自治体もいっぱいあるが、幸い堺市はその試行調査に参加しており、健診が受けられる体制になっていると思う。ただ、暴露からあまり年限が経っていないので、今やってもあまり意味がないと思う。この試行調査はあと３年で終了ということになるが、患者と家族の会の方が国民的にこの事業は環境省でずっと永続するよう運動をしているところなので、これが定着すれば、環境省の国のお金でＣＴを受けられて、アスベストの健診についての結果が得られるということが可能になる可能性があるので、それを利用して頂きたい。ただ、この協議会の内容については、国の調査とは別途に今後の対策という事も視野に入れた話だと思うので、それと同じになるかどうかは、また別にご検討頂き、こちらでも発信できればと思う。

（**代表**）例えば問診票で、建築労働者でしたか等書いているが、近くにそういう工事の現場があったかというような文言を書くとこがないので、建築労働者や工場にいた人達はチェックするだけでいけるが、そうでない人は意識しないといけない。被災地にいたとか、こういう高校にいたとかいうことも意識してもらうためにも教育庁からの情報発信は是非ともして頂きたいと思う。

（**永倉先生**）試行調査と言うのは、元々はアスベストの工場周辺の方々の調査だったのがどんどん広がり、今は団地のひる石の吹付で中皮腫になられた方がおられたりして対象をどんどん広げているので、可能性としては、このあたりにいる方は誰でも受けられるという風になっている。ただそれを継続するためにはもう一工夫必要である。

（**東先生**）公営住宅で曝露歴がわからないので、対応が非常に難しいという案件はある。少なくともこういう経験をされたというというのは、しっかり教育庁も含めて、きちんとしていただきたいと思う。後で何かあった時にそれが、検証できる形に、どの程度の曝露か検証できるようにすればと思う。いろいろご意見頂けたので、一旦ここで区切りという事で、最終の対応についてまた検討頂ければと思う。

２．「大阪府立金岡高等学校アスベスト飛散事故に関する検証結果報告書（案）」について（修正案）

（**府**）資料に基づき、内容の説明

（**久永先生**）３行目の、保護者や近隣住民の方々に十分納得いただくことができず、リスクコミュニケーションが図れなかったという書き方について、府の方は説明できる内容があって準備万端であったが時間的な理由等から保護者や近隣住民の理解が悪かった、という書きっぷりに見えるので、穏便な表現に変えた方がよいと思う。

（**代表**）当初から会議に参加している方が今日も何人もおられ、説明するたびに数字、大きさ、出てくる個数も変わり、不信感を招いた。僕たちが知るのは大阪府からではなくて新聞から知り、他のマスコミの方から話を聞き、追及したら出てくる。僕たちが納得できなかったわけではなく、府の当時の教育委員会がちゃんとした資料も情報も、業者を含め何も得ていなかった。その部分についてしっかり書いていただかないと納得できない。

（**東先生**）府が十分な対応ができなかったということが、一番大きなところではないか。

（**府**）そこの文章について、正確な情報および十分な対応ができなかったということで、保護者の方にご心配をおかけしたというような、そういう趣旨の形にかえさせていただきたいと思う。

（**伊藤先生**）堺市もそうだったが、行政が関わると、たいしたことがないとか、大丈夫だというところからなんとか分かってもらおうというふうに考える。行政としてはそういう姿勢を一番教訓にすべき問題であって、最大のリスクをどう想定して考えるか、そのうえでどう安全に導くかという発想をしないで、ミスを犯したけれども大丈夫だというところで、どうやって小さく扱っていけるかという発想をする。だから、行政側がこういう問題について大きなリスクを想定して考えるべきだということを教訓とすべきとどこかに書いていただくのが一番いいと思うので、検討いただきたい。

（**代表**）あと当時のやり取りについては全部議事録が残っているというのを一文入れていただきたい。

（**東先生**）これについては議事録等含めて全て記録を残すということとホームページの公開もされており、ホームページの情報がどこかに入っているのではなかったか。

（**府**）わかりやすいように今の箇所のところに詳細についてホームページのどこに載っているということをアドレスも含めて記載する。

（**東先生**）ホームページもずっと残すということでまとめているかと思う。

報告書等まとめについて

（**府**）本協議会としては、あらかじめ協議会の設置要綱で取り決めていた協議事項について、今回、今後の対応と再発防止策というところまで全て協議が終わった、済んだという形になるので本協議会はいったん休会という形にさせていただきたいと思う。しかし、健康リスク評価の結果考察のとおり、新たな科学的知見が出た場合等には再びこの協議会を臨時開催することがあるかと思うので、その節は改めてよろしくお願いしたいと考えている。なお、本日お示した次第１のパワーポイント教育庁の今後の対応の内容については検証結果報告書と合わせて第４章として組み込み、最終的な検証結果報告書として取りまとめさせていただく。何点かの修正内容については確認をお願いしたいと思うが、座長の東先生に代表でその確認をしていただくことではいかがか。

（**東先生**）もし差支えなければ私の方で報告書の取りまとめの方を確認させていただき、最終報告書として公表するという形でお願いしたいと思う。

（**府**）ありがとうございます。最終的な検証結果報告書については、その全文をホームページに速やかに掲載させていただきたいと考えている。また、報告として検証結果報告書の概要版を保護者関係者の方にも別途送付させていただきたいと考えている。

（**永倉先生**）東先生におまとめをお願いするとして、最終報告案の確認の作業をもう一度したほうがいいかと思う。文章そのものについては一任してよろしくお願いしますということですが、保護者の方のご意見等も踏まえて少しまた盛り込むべきところがあるかと思うが、いかがか。

（**府**）修文案を早急に我々の方で提示をさせていただき、まずそれをご意見いただいた方に確認を個別にさせていただいて、それを踏まえてフィードバックして東先生の方で、最後とりまとめということで確認をお願いしたい。

（**久永先生**）意見言った人だけでなくて、全員でもいいと思うが。

（**府**）そうですね、全員に。

（**永倉先生**）その再反論もあるかもしれないが、それはどうするか。

（**東先生**）位置付けとしては、協議会はあくまで意見を言うが、全て採用するかどうかは教育庁で最終的な判断をしてとりまとめるという形になるかと思う。協議会の位置付けが答申という形ではないので、できるだけ我々の意見も反映していただくということでお願いするという形になるかと思う。

（**永倉先生**）その作業をやり、どうしてもということがあればまたお願いするという形で。

（**代表**）協議会、今終わったということで、保護者の方から最後に一言述べます。協議会を開いたのは５年近く前で2013年の２月９日に100人近い保護者が集まり、説明会では埒があかないということで、先生方、第３者に入っていただいた協議会でなにが起こったかを検証してもらいたいという要望書を４点出した。４つのうち、残念ながら大阪府知事の松井さんとの懇談については一向にまだ回答がないままだが、それ以外については本当に今の教育庁の皆さんも真摯に対応していただき、協議会でも素晴らしい議論ができたと思う。今回のこの協議会はあくまでも金岡高校のことであるが、この金岡高校のことは全部皆さんのところにも大きな問題があるという認識にある。学校だけでなく、公的施設、団地、マンション、古いものはアスベスト使っていることが多い。やはり業者に緊張感をもって仕事してもらうことが大事なので、改めてこの問題は全国に発信してもらいたい。この会議でも30校ほど府立高校の自転車置き場の屋根にアスベストの建材が使われているという話があり、費用がかかるから除去工事できないという発言もあった。だから私たちはそういう中で子供たちを学校に送っている、私たちの身近にもあるということを改めて認識をして今回のこの協議会の中でもどんどん広げてもらいたいと思う。協議会を立ち上げたときは100人以上来られていたが、除去工事の説明会をしたときには金岡高校に来た保護者はPTAの会長以外は、もう数人しかいなかった。金岡高校の事件は風化するが、体の中に入ったアスベストは風化しない。１本でも入って発がんするのかわからないが、リスクはゼロではないのははっきりしている。だからそういう意味では、金岡高校にはまだアスベストがある、一番怖い青色アスベスト、青石綿があってそのままの状態で次の工事を無期延期みたいな形になっているということを改めて学校の先生方も含めて認識をしてもらいたい。先生方にとっては労災問題になるので、そういうことも含めて自分たちの学校にはあるということと、私たちの周りにもたくさんあるということを認識してもらうということで、今回のこの協議会の場での議論をぜひともいろんな所で活かしていただきたいと思う。本当に先生、長い間ありがとうございました。

（**東先生**）その件について、先ほどの大阪府庁の推進会議の質問はそういうこともあるので、情報共有化をぜひ行っていただきたい。このような問題に関する議題はどちらかというと現場の労働者の方はあるが、医学界の中や一般関係では少ないところがあるので、私の方もシンポジウムとかを開催して、衛生学の先生方にも理解いただく場を設けたいと思う。建築の方は建築の先生方で機会を設けて、理解・普及等を進めていただければと思う。一般の住民の方が曝露するということはこれから考えていかなければいけないことだと思うので、ぜひお願いしたいと思う。大変ご貴重な意見を最後にありがとうございました。では、最後におまとめいただきたい。

（**府**）まだ修正作業が残っているが、今まで長きにわたって委員の先生方には大変貴重なご意見をたくさん賜りましてありがとうございました。また、保護者の皆様には多大なご心配をおかけして、今後再発防止策を含めて、しっかりと取り組んでいきたいと思う。まだアスベストが残っているという事実、今もお話しがあったが、1日でも早く除去できるように今後しっかりと頑張って行くので、今回の協議会で一度休会という形にさせていただくが、また何かありました時には、ご協力いただきたいと思う。長きに渡り本当にありがとうございました。

（文責）大阪府教育庁施設財務課

＜問合せ先＞

　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府教育庁施設財務課

　　　　　　　　　　　　　　　　TEL　06（6941）0351（代）　FAX　06（6944）6900

　　　　　　　　　　　　　　　　Email shisetsuzaimu@sbox.pref.osaka.lg.jp

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　技術管理グループ　井谷・宮﨑　（内）3551

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　施設管理グループ　富田・坂口　（内）3455

●内容に疑義がある場合及び、会議内容の詳細を希望される場合は、上記に問い合わせください。

【参考】協議会終了後、報告書とりまとめにあたり専門家から頂いた意見について

|  |
| --- |
| 『第１章　大阪府立金岡高等学校アスベスト飛散事故問題の経緯』⇒意見特になし（※協議会での指摘箇所の修正並びに誤字・脱字の修正）『第２章　アスベスト飛散期間中のアスベスト曝露量の評価』⇒意見特になし『第３章　アスベスト曝露量からの生涯健康リスク評価』⇒意見特になし『第４章　リスク評価結果を踏まえた今後の対応』⇒報告書案には、平成28年12月に発生した、新たに校舎内から石綿の小片が見つかったことにより、発生したと考えられるリスク評価は行われていない。それらの小片が、撤去工事前に既に校内に落下し存在したものか、夏休みに行われた撤去工事の際に発生し清掃されずに残ったものか、撤去工事後に囲い込まれている吹付けアスベストの一部が剥離・落下したものかが不明なことから、原因究明は困難であるとされた。・原因の究明がされていないことから、校内に落下したアスベストによる新たなリスク発生の可能性がある。・学校施設は、生徒や教職員等が一日のうち長時間を過ごす場所であることから、アスベスト粉じんが低濃度であったとしても、ばく露量（粉じん濃度とばく露時間との積）は大きくなる可能性があり、見過ごすことができない環境である。・濃度管理の方法としては、アスベスト粉じんに汚染されているという前提で濃度測定を行う必要がある。・濃度測定個所を決定し、生徒が日常活動を行う状況下でのアスベスト粉じん濃度測定（※）を行う必要がある。（※測定空間を密閉養生したうえで養生内に負圧除じん機を設置し、作業者が防じんマスク、防護服を着用し、清掃作業などを行うアクティブ測定）・濃度測定の間隔は、いつ剥離・落下した吹付けアスベストが発生し、粉じん発生するか不明であるため短期間が望ましい。したがって、毎月行うことにすべきである。・アスベスト含有吹付け材が囲い込みの状態で存在する学校施設、アスベスト含有レベル３建材が使用された学校施設は、予期せぬアスベスト粉じんが発生する恐れがあることから、環境省が推奨するリスクコミュニケーションを実施することとする。・改修工事や解体工事が行われる際には、教職員、保護者を含めたリスクコミュニケーション形成を行うこととする。⇒アスベストが万一検出された場合の対処方法にも、リスクコミュニケーション形成について記述が必要である。 |

※協議会資料として提示した報告書案を基に、協議会での意見や指摘事項、とりまとめにあたり専門家からの上記意見を参考に、教育庁として報告書案を一部修正し、報告書をとりまとめた。